

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年9月25日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価方法書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	鹿島田駅西部地区再開発株式会社 川崎市幸区鹿島田890-7 代表取締役 倉橋 正也
	指定開発行為の名称	鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田890-7 ほか （敷地面積：約22,880㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅及び生活利便施設の建設並びに公共施設の整備
	指定開発行為の内容	住宅棟：延べ面積 約 78,740㎡、建物階数 地上 47 階地下 2 階、建物高さ 約 165m、計画戸数 約 620 戸、計画人口 約 1,860 人 生活利便施設棟：延べ面積 約 20,270㎡、建物階数 地上 6 階地下 1 階、建物高さ 約 35m、 公共施設： 古市場矢上線、市道鹿島田3号線の整備
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成20年度 完了予定：平成23年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成18年9月25日（月）から 平成18年11月8日（水）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成18年11月8日（水）まで （郵送の場合は、平成18年11月8日消印有効） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm

